

休園について

【休園について】

- 1ヶ月以上2ヶ月まで休園する場合は、休園届の提出をお願いします。
- 医師等の診断により、復園が見込まれる場合は、1ヶ月の延長が可能となりますので、こども保育課にご相談ください。

【書類の提出について】

- 提出書類 休園届
 休園事由がわかるもの（コピー可）
- 提出時期 休園開始日より概ね1週間前
- 提出場所 保育園もしくはこども保育課

【その他】

- 保育料・副食費 休園期間中の保育料等は発生します。
- 退園 休園期間を超える場合は、退園となります。
 退園後、再度入園を希望される場合は、改めて入園申請
 が必要です。

- 【問い合わせ先】 北杜市須玉町大豆生田961-1
 北杜市こども政策部 こども保育課
 TEL 0551-42-1402